

## 鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、障がい者やその家族の生活を支え、障がい者の心身の健康を維持する上で不可欠である障害福祉サービスについて、各障害福祉サービス事業所等が感染症対策を徹底した上で必要なサービスを提供する体制を構築することができるよう、事業所等の取組等を支援することを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1-1から別表4の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次の各号で定める額の合計とする。

（1）事業所・施設ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3の第4欄に定める基準単価と、補助事業に要する別表1-1、別表1-2、別表3の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を比較して少ない方の額

（2）事業所・施設ごとに、別表2の第4欄に定める基準単価の額

（3）事業所ごとに、別表4の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### （流用の禁止）

第4条 各補助事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

### （交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、令和3年2月26日までに行わなければならない。なお、規則第5条第1項の申請書は、別添「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書」とする。

2 前項の申請は、本補助金のほか、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領」（令和2年7月〇日第〇〇号鳥取県福祉保健部長通知）で定める障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金と合わせて行うことができる。

3 第1項に規定する交付申請書は、県又は県が指定する者に提出するものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額の範囲内で交付申請をすることができる。

### （交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日が属する月の翌月15日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、別添2「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金等交付決定・概算払通知及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給決定通知書」によるものとする。

のとする。

- 3 県は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 各補助事業の補助金の増額を伴う変更
  - (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告は、別添3「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）実績報告書」によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別添4「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）に係る消費税控除仕入税額報告書」により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月末日までに県に報告し、県の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。（同令に定めのない財産については、県が別に定める期間とする。）

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして県が別に定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに県にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、県がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

別表1-1 (第3条関係)

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価 (1事業所・施設あたり)		備考
障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 (感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)	交付申請時点で指定等を受けている、所在地が県内にある4欄に掲げる障害福祉サービスを提 供している事業所等を運営する法人等で、令和2年4月1日以降、3欄に掲げる かかりまし経費が発生した 者。ただし、利用者又は職員等に感染者が発生しているか否かは問わない。	令和2年4月1日以降に発生した感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要なかかりまし経費 (以下、経費例) ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 ・外部専門家等による研修実施 ・(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・消毒・清掃費用 ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・自動車の購入又はリース費用 ・自転車の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 ・その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費	療養介護	2, 374千円	・1事業所・施設につき、別表2、別表3及び別表4に掲げる補助事業と合わせて申請することができる ・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること
			生活介護	757千円	
			自立訓練(機能訓練)	346千円	
			自立訓練(生活訓練)	273千円	
			就労移行支援	265千円	
			就労継続支援A型	335千円	
			就労継続支援B型	353千円	
			就労定着支援	52千円	
			自立生活援助	27千円	
			児童発達支援	380千円	
			医療型児童発達支援	240千円	
			放課後等デイサービス	360千円	
			短期入所	204千円	
			施設入所支援	1, 215千円	
			共同生活援助(介護サービス包括型)	402千円	
			共同生活援助(日中サービス支援型)	358千円	
			共同生活援助(外部サービス利用型)	180千円	
			福祉型障害児入所施設	1, 182千円	
			医療型障害児入所施設	635千円	
			居宅介護	115千円	
重度訪問介護	188千円				
同行援護	65千円				
行動援護	115千円				
居宅訪問型児童発達支援	46千円				
保育所等訪問支援	38千円				
計画相談支援	60千円				
地域移行支援	44千円				
地域定着支援	46千円				
障害児相談支援	44千円				

別表 1 - 2 (第 3 条関係)

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価 (1 事業所・施設あたり)	備考
<p>障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 (感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)</p>	<p>交付申請時点で指定等を受けている、所在地が県内にある障害者支援施設又は障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練のいずれかの障害福祉サービスを提供している事業所等を運営する法人等で、令和 2 年 4 月 1 日以降、3 欄に掲げる経費が発生した者。ただし、利用者又は職員等に感染者が発生しているか否かは問わない。</p>	<p>令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用</p>	<p>3, 0 0 0 千円</p>	<p>・ 1 事業所・施設につき、別表 1、別表 3 及び別表 4 に掲げる補助事業と合わせて申請することができる</p>

別表2（第3条関係）

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（1利用者あたり）		備考
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	交付申請時点で指定等を受けている、所在地が県内にある4欄に掲げる障害福祉サービスを提供している事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）で、かつ、令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った事業所	令和2年4月1日以降に発生した在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費。具体的な取組内容は、次の（ア）及び（イ）のとおりとする。 （ア）計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う取組。 （イ）在宅サービス事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う取組。 ※1「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする。 ※2「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。 ※3「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。 ※4「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。	療養介護	2千円	・1事業所・施設につき、別表1、別表2及び別表4に掲げる補助事業と合わせて申請することができる ・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること
			生活介護	2千円	
			自立訓練（機能訓練）	2千円	
			自立訓練（生活訓練）	2千円	
			就労移行支援	2千円	
			就労継続支援A型	2千円	
			就労継続支援B型	2千円	
			就労定着支援	2千円	
			自立生活援助	2千円	
			児童発達支援	2千円	
			医療型児童発達支援	2千円	
			放課後等デイサービス	2千円	
			短期入所	2千円	
			居宅介護	2千円	
			重度訪問介護	2千円	
			同行援護	2千円	
行動援護	2千円				
居宅訪問型児童発達支援	2千円				
保育所等訪問支援	2千円				
計画相談支援	1. 5千円				
地域移行支援	2千円				
障害児相談支援	2. 5千円				

別表3（第3条関係）

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（1事業所あたり）		備考
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	交付申請時点で指定等を受けている、所在地が県内にある4欄に掲げる障害福祉サービスを提供している事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）で、かつ、令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った事業所	令和2年4月1日以降に発生した「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用（以下、経費例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・長机、飛沫防止パネルの購入費</li> <li>・換気設備の購入及び設置に要する経費</li> <li>・電動自転車等の購入又はリース費用</li> <li>・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用</li> <li>・感染防止のため内装改修費</li> <li>・その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費</li> </ul>	療養介護	200千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所・施設につき、別表1、別表2及び別表4に掲げる補助事業と合わせて申請することができる</li> <li>・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること</li> </ul>
			生活介護	200千円	
			自立訓練（機能訓練）	200千円	
			自立訓練（生活訓練）	200千円	
			就労移行支援	200千円	
			就労継続支援A型	200千円	
			就労継続支援B型	200千円	
			就労定着支援	200千円	
			自立生活援助	200千円	
			児童発達支援	200千円	
			医療型児童発達支援	200千円	
			放課後等デイサービス	200千円	
			短期入所	200千円	
			居宅介護	200千円	
			重度訪問介護	200千円	
			同行援護	200千円	
行動援護	200千円				
居宅訪問型児童発達支援	200千円				
保育所等訪問支援	200千円				
計画相談支援	200千円				
地域移行支援	200千円				
障害児相談支援	200千円				

別表4 (第3条関係)

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	備考
鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給事業	「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領」(令和2年7月21日第202000104753号鳥取県福祉保健部長通知)に基づき、対象職員に慰労金を支給した障害福祉サービス事業所等	対象職員の口座に慰労金を振り込んだ際に係る振込手数料	10/10	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所・施設ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする</li><li>・1事業所・施設につき、別表1、別表2及び別表3に掲げる補助事業と合わせて申請することができる。</li></ul>



別添（第4条関係）

令和 年 月 日

（都道府県）知事 殿

（法人名）  
（役職・代表者名）

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

（内訳）

- |  |    |
|--|----|
| 1. 障害福祉慰労金事業                                   | 千円 |
| 2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く） | 千円 |
| 2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る） | 千円 |
| 3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業        | 千円 |

（添付書類）

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 3 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【申請内容に関する問い合わせ先】

部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(様式1)事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 法人名	補助千円額(千円)					合計	審査 結果
							障害福祉助成 会	20万円 助成者の 有無	施設利用費 助成事業 (多様な型別 費を除く)	施設運営費 助成事業 (多様な型別 費に限る)	個別支援 助成事業		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

(注)行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書

施設概要

事業所番号		事業所名称			
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当部署名
提供サービス(フルタイム以外) (選択)			定員	人	職員数 (前年度末)
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 2を記載		<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載		

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	<input type="checkbox"/>	※本事業は原則、国保連合会のシステムを利用しての交付を予定しています。(賞状振替等がある場合は除く)
国保連合会に登録されている口座は償還機能されていない	<input type="checkbox"/>	償還機能されていない場合は、左欄に☑を入れて下さい。 ※賞状振替されている場合、都道府県に申請して下さい。

支出予定額

1. 障害福祉慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。

申請額①	千円
慰労金の区分・人数	20万円対象 0人 5万円対象 0人 振込手数料 千円 (千円未満は四捨五入)

2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業  
(多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)

補助上限額	申請額	今回申請分②	#/N/A	千円
#/N/A	千円	既申請分		千円
【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】		年度合計額	#/N/A	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
資金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業  
(多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)

補助上限額	申請額	千円
#/N/A	千円	

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
工事請負費		
原材料費		
需用費		
役員費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業

申請額③	千円		
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000 円	対象利用者数	人
計画相談支援	1,500 円	対象利用者数	人
障害児相談支援	2,500 円	対象利用者数	人

4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業  
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】

補助上限額	申請額	今回申請分④	#/N/A	千円
#/N/A	千円	既申請分		千円
		年度合計額	#/N/A	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
資金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	



(申請者住所)

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金等交付決定・概算払通知  
及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）（以下「本補助金」という。）及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金（以下、「本慰労金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領（令和2年7月21日付第202000104753号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要領」という。）第5条に基づき、下記のとおり交付・支給することに決定したので、規則第8条第1項及び要領第5条第1項の規定により通知します。

## 記

## 1 補助金交付決定通知

## (1) 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

## (2) 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額総額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

	算定基準額		交付決定額	
(1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	金	円	金	円
(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	金	円	金	円
(3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	金	円	金	円
(4) 障害福祉慰労金事業（振込手数料分）	金	円	金	円
計	金	円	金	円

## (3) 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

## (4) 補助金交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）交付要綱（令和2年7月20日付第202000104750号鳥取県福祉保健部長通知）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

## (5) 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

## (6) 概算払額等

## ①概算払額

## ②概算払いの時期

## 2 慰労金支給決定通知

本慰労金の支給決定総額 金〇〇〇円

鳥取県知事 様

住所  
申請者 氏名 印  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

## 年度鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（障がい分）実績報告書

年 月 日付第〇〇〇号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

補助金名称	鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（障がい分）				
	交付決定（※）		実 績		差 額 (A - B)
	算定基準額	交付決定額 (A)	算定基準額	交付決定額 (B)	
(1)感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
(2)在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
(3)在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
(4)障害福祉慰労金事業（振込手数料分）	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
計	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
添付書類	1. 事業所・施設別申請額一覧（様式1号及び別添） 2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実績報告書（様式4号） 3. 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式3号）				

（※）「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金等交付決定・概算払通知及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給決定通知書」の1（2）交付決定額の金額（変更交付決定を受けた場合は変更交付決定額）を記入すること。

(様式4)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する実績報告書									
施設概要									
事業所番号		事業所名称		所在地		連絡先		担当部署名	
都道府県名		住所		電話番号		定員		職員数 (派遣含む)	
提供サービス(ブルダグから選択)		定員		人		職員数		人	
事業区分		<input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載		<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載					
支出済額									
1. 障害福祉慰労金事 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。								実績額①	
慰労金の区分・人数		20万円対象		0人		5万円対象		0人	
振込手数料								千円(千円未満切捨)	
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)						交付決定額		実績額②	
【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】						千円		千円	
科目		所要額(円)		用途・品目・数量等					
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計		0							
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)						交付決定額		実績額③	
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】						千円		千円	
科目		所要額(円)		用途・品目・数量等					
工事請負費									
原材料費									
需用費									
役務費									
旅費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計		0							
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事								実績額④	
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)		2,000円		対象利用者数				人	
計画相談支援		1,500円		対象利用者数				人	
障害児相談支援		2,500円		対象利用者数				人	
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における 環境整備への助成事業						交付決定額		実績額⑤	
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】						千円		千円	
科目		所要額(円)		用途・品目・数量等					
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計		0							

(注)2-1.、2-2.及び4.の事業の実績額は、交付決定額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。  
 (注)各科目の支払額を証する書類(領収書等)については、県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人において額確定(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた)日の属する年度末日から5年間以上保管しておくこと。

別添 4（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

申請者名： 印

鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分）に係る消費税  
控除仕入税額報告書

令和 年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、  
鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（障がい分（以下「交付要綱」という。）第 8 条  
第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第 8 条の規定による補助金額の確定額  
（令和 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）  
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）記載内容を確認できるための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、  
特定収入の割合を確認できる資料）を添付してください。